

1 指定飲食料品等の品目（令和8年1月30日現在）

令和8年1月30日現在、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号。以下「食料システム法」）第26条において下記の品目が指定品目として指定されました。

- 1号 米穀
- 2号 野菜
- 3号 豆腐
- 4号 納豆
- 5号 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）

2 横浜市中央卸売市場において取り扱い予定がある指定品目

指定品目のうち、横浜市中央卸売市場において取扱予定のあるもの（対象品目）は以下のとおりです。

野菜、豆腐、納豆

3 対象品目のコスト指標（令和8年4月1日現在）

対象品目について、食料システム法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。

野菜：—
豆腐：—
納豆：—

4 飲食料品等事業者等努力義務

食料システム法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

- (1) 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。